

# 令和7年度 専門相談実施計画表

松江市役所 消費・生活相談室

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>法律相談</b> (予約制)  毎月毎週火曜日 13:15～16:15	1日	13日	3日	1日	5日	2日	7日	4日	2日	6日	3日	3日
	8日	20日	10日	8日	12日	9日	14日	11日	9日	13日	10日	10日
	15日	27日	17日	15日	19日	16日	21日	18日	16日	20日	17日	17日
	22日		24日	22日	26日	30日	28日	25日	23日	27日	24日	24日
<b>行政相談</b>  第2・4水曜日 13:00～16:00	9日	14日	11日	9日	13日	10日	8日	12日	10日	14日	25日	11日
	23日	28日	25日	23日	27日	24日	22日	26日	24日	28日		25日
<b>登記相談</b> (予約制) 第3木曜日 13:00～16:00			※ <sup>1</sup> 5日	※ <sup>1</sup> 3日		※ <sup>1</sup> 4日	※ <sup>1</sup> 2日		※ <sup>1</sup> 4日		※ <sup>1</sup> 5日	
	※ <sup>2</sup> 17日	15日	19日	※ <sup>2</sup> 17日	21日	18日	※ <sup>2</sup> 16日	20日	18日	※ <sup>2</sup> 15日	19日	19日
<b>人権相談</b>  第1・3水曜日 13:30～16:00	2日	※ <sup>3</sup>	4日	2日	6日	3日	1日	5日	3日	7日	4日	4日
	16日	21日	18日	16日	20日	17日	15日	19日	17日	21日	18日	18日
<b>行政書士相談</b>  第4木曜日 13:00～16:00	※ <sup>4</sup>	※ <sup>4</sup>	26日	24日	※ <sup>4</sup>	25日	23日	27日	25日	22日	26日	26日
<b>労働・社会保険相談</b>  第3金曜日 13:30～16:00	18日	16日	20日	18日	※ <sup>5</sup>	19日	17日	21日	19日	16日	20日	※ <sup>5</sup> 6日
<b>暴力団に関する相談</b>  第2金曜日 13:30～16:00	11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	9日	13日	13日

※1 登記相談・・・6月・7月・9月・10月・12月・2月は、第1木曜日にも相談を実施します。

※2 登記相談・・・司法書士による相談を実施しますが、4月17日、7月17日、10月16日、1月15日は土地家屋調査士による相談もあわせて実施します。

※3 人権相談・・・5月第1水曜日は、ありません。

※4 行政書士相談・・・4月・5月・8月は、ありません。

※5 労働・社会保険相談・・・8月は、ありません。3月は、第1金曜日に実施します。